千里メディカルラリー　実施要綱

（総則）

第１条　千里メディカルラリー（以下、「千里ラリー」という。）を開催し、運営するためにこの基準を定める。

（目的）

第２条　救急医療・病院前救護・災害医療に関わる医療従事者が、その技術・知識を競い合うことにより、さらなる技術の向上に資すること、また、千里ラリーを通して、情報共有や知見の啓蒙、業種を超えた交流を図る機会とすることを目的とする。

（開催）

第３条　前条の目的を達成するため、千里ラリーを定期に開催する。

（１）　千里ラリーは原則として１年に１回開催する。

（２）　主催は、大阪府済生会千里病院　千里救命救急センターが行う。

（３）　開催時期は屋外で行う場合、9 月下旬から 11 月上旬の温暖な時期とする。それ以外の時期に開催する場合は、屋内での大会運営を検討する。

（参加資格）

第４条　千里ラリーの参加資格は、全国の救急医療・病院前救護・災害医療に関わる医療従事者で、主催者側が提示したルールに従うものとする。

（競技種目）

第５条　競技種目は、救急医療・病院前救護・災害医療に関わる技術・知識を想定したものとする。

（１）　競技内容に使用するシナリオは、千里ラリー開催２ヶ月前までに作成すること。

（２）　競技に使用する timetable は、千里ラリー開催２ヶ月前までに作成すること。

（競技方法）

第６条　チームは６人で編成し、原則として医師・看護師・救急救命士を各１名含むものとする。様々な救急現場を想定した会場を順に巡り、評価者による評価を受け、順位を決定する。

（評価者）

第７条　評価者は、救急医療・病院全救護・災害医療に精通した医師・看護師・救急救命士またはこれと同等以上の学識経験を有するものとする。

（評価方法）

第８条　評価者が各シナリオステーションにおけるチームの活動を評価し、事前に定められた採点表を用いて得点を記載する。

（参加申し込み）

第９条　千里ラリーの参加申し込みは、千里ラリーのホームページから行う。

（１）　参加チーム数の定員を超えた場合は、メディカルラリー実行委員会内で公正に評価・検討し、参加チームを決定する。

（２）　原則として同一人物の参加は２回までとする。

（健康・安全管理）

第１０条　競技者およびスタッフの健康･安全管理については、各個人が十分に配慮することであるが、過去の問題発生事案を踏まえ、主催側は十分な準備のもと健康・安全管理に配慮すること。

（１）　過去の問題発生事案

過度の運動による横紋筋融解症の発症、寒冷環境下におけるスタッフの低体温・体調不良、持病の痙攣発作の発症、一過性意識消失、競技者からのスタッフに対する暴言、競技中の外傷、競技後の心的ストレス反応

（２）　学生ボランティアに対しては、健康・安全管理に配慮し、競技内容について、事前に担当教官・ボランティアの学生へ十分な説明を行うこと。

（３）　大会当日の傷病者の扱いについては、別に定める緊急対応マニュアルに従って対応すること。

（表彰）

第１１条　合計得点に応じて、順位を決定し、その成果を表彰する。

（１）　優勝チームには賞状・メダルおよびトロフィーを授与する。

（２）　総合２位、３位には賞状およびメダルを授与する。

（開催後の評価）

第１２条　開催後、大会の問題点を抽出し、その解決策についてコアスタッフと話し合いを行うこと。

（要綱の改廃）

第１３条　本要綱の改廃は、メディカルラリー実行委員会の決議を経て、決定する。

付則

１　2024 年 3 月 8 日　制定